

1972年第98回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 4月20日(第11日目) 午前10時15分開議  
午後0時23分散会

2. 出席議員(17名)

1番 <del>伊佐徳次郎</del>	2番 <del>島徳吉</del>
3番 大川正雄	4番 天久盛雄
5番 宮城正光	6番 <del>新田仁正</del>
7番 宮城仁政	8番 又吉正弘
9番 宮里敏行	10番 比嘉守盛
11番 <del>安次富盛信</del>	12番 崎間正篤
13番 榎原盛信	14番 仲村春信
15番 山本朝保	16番 <del>武新行男</del>
17番 多和田真一	18番 大川昇
19番 玉那覇行昭	20番 伊佐雅仁
21番 比嘉義定	22番 古波蔵清次郎

3. 欠席議員(4名)

1番 伊佐徳次郎	2番 島徳吉
11番 安次富盛信	16番 武新行男

4. 議事説明員

市長 崎間健一郎	助役 沢崎安一
収入役 興屋好永	総務課長 多和田真一
住民課長 知念和夫	厚生課長 伊佐友誠
税務課長 古波蔵信三	農林課長 崎間政光
商工観光課長 榎原盛真	都市課長 新田信栄
建設課長 高宮城昇	消防長 大城仁幸
固定資産課長 武島正孝	

水道部長 仲村 春 盛      営業課長 奥 里 得 弘  
会計課長 天 久 実      工務課長 金 城 健 栄

5. 事務局出席者

事務局長 末 吉 健 男      庶務係長 阪 田 毅  
議事係長 島 袋 真 由      書 記 仲 村 春 夫  
書 記 比 嘉 定 治

6. 議事日程(第 11 号)      1972年4月20日(木曜)

日程第 1	議案第61号 宜野湾市字大山一丁目地泊 地先公有水圃の埋立に付
日程第 2	議案第58号 宜野湾市立学校設置条例
日程第 3	議案第49号 宜野湾市職員定数条例 の全部を改正する条例
日程第 4	

議 長

第98回宜野湾市議会定例会第11日目の  
本会議を開きます。(午前10時15分)

議 長

日程の変更をいたしました。日程の3番目議  
案第61号を先議いたしました。その次  
は58、59という順序になります。

議 長

日程第1。議案第61号宜野湾市大山～字穿地  
泊地先公有水面の埋立についてを議題とし  
ています。

本案に対する理申者の趣旨説明を求めます。

都市計画課長

ご説明申し上げます。議案第61号宜野湾市  
大山～字穿地泊地先公有水面の埋立について  
という事で実は昨日議長の副議長さんの  
方に提案いたしました。この事でご説明申し上げ  
ました。提案理由を申し上げます。公有水面埋立法  
第3条により、それと自治法の36条第1項第14  
号の基規定に基づいて提案しております。

この件につきましては、政府とも折衝した結果、埋  
立申請に対する条件は行おうという事でござ  
います。一応国場さんとも復帰以前に免許  
を早目に取得する事でござります。調整が  
つきましたので、本日提案した款でござ  
ります。尚、復帰いたします。免許取得が

非常に手續が難しくなる関係で、早目に  
免許を取得したいと考へて提案した  
した次第でございます。何分早くご審議の上  
お取り計らいをお願いしたいと思つた  
ので、詳細につきましては質疑にお答えしたい  
と思つたので、以上提案理由を述べたいです。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします。(午前10時16分)  
再開いたします。(午前10時19分)

議長

議案第1号につきましては、質疑並びに討  
論を省略したいと思つたが、ご異議ござ  
いますか。

議長

ご異議ありなれば、質疑並びに討論  
を省略したいと思つたが、  
議案第1号官野湾市宇下山一丁目地内地先  
公有水面の埋立についてを審議に付します。  
原案通り決まることにご異議ござりますか。

議長

ご異議ありません。よつて、本案は原案  
の通り決まることに決まるといたします。

議 表

日程第2 議案第58号 宜野湾市立学校設置  
条例、日程第3 議案第49号 宜野湾市職員定  
数条例の全部を改定する条例に引きつけては、  
統括審議中でありましたので、再び本日議題とし  
たいと思っております。一括上程したいと思っ  
ておりますので、両案件に対する質疑を許します。

議 告

休憩いたします。(午前11時4分)  
再開いたします。(午前11時5分)

9 着

一般行政の機構の面の職員定数の決定  
については、議会に諮問を受け、一応は答申して  
おります。しかしながら、今回提案されました議案第  
49号の、これは諮問以外の教育委員会の定数  
中で含まれておらず、それで昨日私、市長にも  
質問いたしました。教育委員会の諮問の上で  
これも含まれて定数の中に含めてやらなければならない  
説明を必要とするけれども、これは教育委員会の  
定数を、委員会の方々が決める場合どういった機  
構でやらなければならないのか、或は又、こ  
れ以外に教育委員会についてそれ以外の大きな  
規模等によってこれ以上の定数を要求したのか、  
その点についてお聞かせ願います。

教育委員会

・委員会の新しい機構については、委員会と

打つては最初の案、3課にしたこと、そして定員を17名、事務局職員を17名にし、3課を庶務課と学校教育課、社会教育課というふうな3課に、定員を17名にしたこと、この案を市長の方には提出いたしました。

9 着

一応、そのようにしてあげて、皆その方の機構図等がござりますか。市長に要求された機構図がござりますか。或は現在こちらに出ている定数の機構図等がござりますか。

教育委員長

最初に出した機構図はござりますか。

9 着

これ以外に市長と調整した機構図はござりますか。

教育委員長

市長との調整、去る17日までの機構図については確定しておりますので、それで市長との話し合いは次長制が2課制が、これを二つのうち、委員会で行うこと、二者択一からというふうな話し合いで、その後委員会としては決定はしておりませんが、その後の最初に出した機構図はおりますか。その後の調整してからの機構図はございません。

9 番

この提案の内容、今要求された機構図は取りま  
すけれども、定数としてこちらに提案された機構  
図はどの部でございませぬ。

教育委員会

はい。定数は委員会としても定数は市長との話  
し合いの中で委員会として17名を17名という要求  
はしたんですが、市長との話し合いの中で最初か  
ら理想的な機構をつくるのも必要かもしれませんが、  
それよりもやって、又委員会としても事実、新しい  
の制度がかかわって、それだけの事務量が、それ  
だけの職員が要するということには確信を  
もって言えない。ただ文教局から、或は文教局か  
らの助言の案とか、或は本土あたりの同じ規模  
の市町村の例とか、そういうものを参考にして定員を  
17名、課を3課にした。そういう程度でしたの  
で、市長との話し合いでもしやって、できな  
ければ増員していかると言うようなことではな  
い。定員は12名にして、そういうことにしてある訳です。

9 番

今、委員を2人から文教局の助言というものがご  
ないにしても、非常に教育委員会の定数の問  
題につきまして色々な意見がたくさんございま  
す。それにつきまして文教局のほうから委員会に  
対して法人格の消滅に伴って地方自治  
法に於て今後の委員会行政はやるんだと、  
何か文書の通達がございませぬか。

教育委員長

文書の通達は存心ですが、係の講習会が  
文教局でもたか73月にておね、そこの話し合  
いではあつたようですが、文書でもつての何はあ  
りません。

9 着

教育委員会の機関に対しまして、私が言つたは――

教育委員長

これはございませぬ。

9 着

（中）教育委員会の機関に対しましてこれは政府  
からの正式の文書の通達が行はれ、どうして委  
員会でこういうふうな段階まで進めるふうな権  
限がございませぬか。

教育委員長

講習会あたりから配られた資料にておね、委員  
会はそういう準備をしておかぬといつたといふ  
ふうなことがございまして、委員会としては準  
備を進めた訳でございませぬ。

9 着

委員会の事務局の意味ではございませぬ。  
私が言つたのは委員会の機関でございませぬ。  
と申し上げたのは、教育委員会の先生方は研究  
会、又は法令研究会に出席されておる訳でござい



いすか。

中 答

これは全く本末転倒。事務職員は勉強をせよから機関の方々はわがらの。黙殺されてい  
るという感じを受けますけれども、それに対して審  
員会はどういうふうにお考えですか。

教育委員長

私ら五人も実際どう考えておりましたか。事実  
審員会個々に対してはそういう文書は来ておりま  
せん。講習も受けておりません。

中 答

（中）何の通達も下の方に機関としては何に  
も関係ないというふうな段階までしてしま  
れたのか。

教育委員長

だから先申し上げたように、講習会反対か  
ら配られた文書にですね。資料五人か配られ  
ておりました。やまべえと書いておりました。

中 答

（中）これに対していすかの不満も抵抗も感  
じながら進められておられますか。それともこれは  
どうも機関無視だと、現在の教育委員会機  
関無視だということの方によって中部連合教育  
委員会あたりで、文教局に文書で問い合わせたに

とありますか。やられたことはありますか。

教育委員長

教育長にはおね、そういうことを申し上げたことはあるんですが、教育長は教育長として委員を集りをもつ。制度がどんなに変わるというの、そういうのを仕組みがあったんですが、教育長は文教局からの指図でやったかと、たぶんそうじゃないかと思っておりますが教育長には委員会として申し上げていただくことをやっていいか、どうあるか、その助言を求めたことはあるんです。これはまあ教育長としては連合区の委員を集りをもつ制度の説明、本土法のこういうふうに変更したというように説明は講習受けました。

9 着

直接の教育行政の執行機関は文教局でございましてけれども、決定機関は中教委だと思っております。中教委に付する教育委員会、或は中部の連合教育委員会あたりでも同じ合わせはしておりますか。

教育委員長

これは教育長から作られたと思っております。

9 着

作られたと思っております。

教育委員長

委員会としておね、教育長にどうしたら  
いいか、どんな準備をすればいいかとその助言  
を求めたんであ。教育長は文教局に行き、或は  
中教に行つてそういう進言はしたと思ふんであ  
か。そのへんのところはよくわかりません。

9 卷

わかりませんでは我々も知りませんからこれ  
は審議でもな〜部であります。  
地方行政の場合は現行の市町村自治法から  
本土の地方自治法に変わらさへいう前提でこれ  
は議員諸公、研修受けております。その前  
提に立つてそれ以外の教育委員会の行政の  
機構とか、或は制度の問題については我々  
議会も研修受けておりません。そういうふうな  
観点に立つて私は聞いておる款でございます。  
そのへんをとりとせていたたかやないで教育委員  
会の事務職員は研修資料等で勉強した  
だけけれども、肝心の決定機関がわからぬでは  
大至力かへにぶち当たっているしじやないかと。さう  
なりませぬ。一体どこが指導官庁であるのか、  
どこが決定機関であるのか、どこの指針におい  
ておられたのか全く不明確であります。

議 長

休憩いたします。(午前11時16分)

再開いたします。(午後0時32分)

議長  
 議案第58号 宜野湾市立学校設置条例  
 並びに議案第49号 宜野湾市職員定数条例  
 の全部を改正する条例につきましては、質疑の段階  
 で継続審議としておきたいと思っておりますが、異議ご  
 さいませんか。

(異議なしと呼び)

議長  
 異議ありませんので、継続審議といたします。

議長  
 次の本会議は24日月曜日午前10時51  
 再開いたします。  
 以上をもちまして本日の日程は終了です。大変ご  
 苦労いただきありがとうございます。

散会(午後0時33分)